

ポータビリティ制度について①

確定給付企業年金（以下、「DB」といいます。）のポータビリティ制度の概要および中途脱退者への説明義務について説明します。

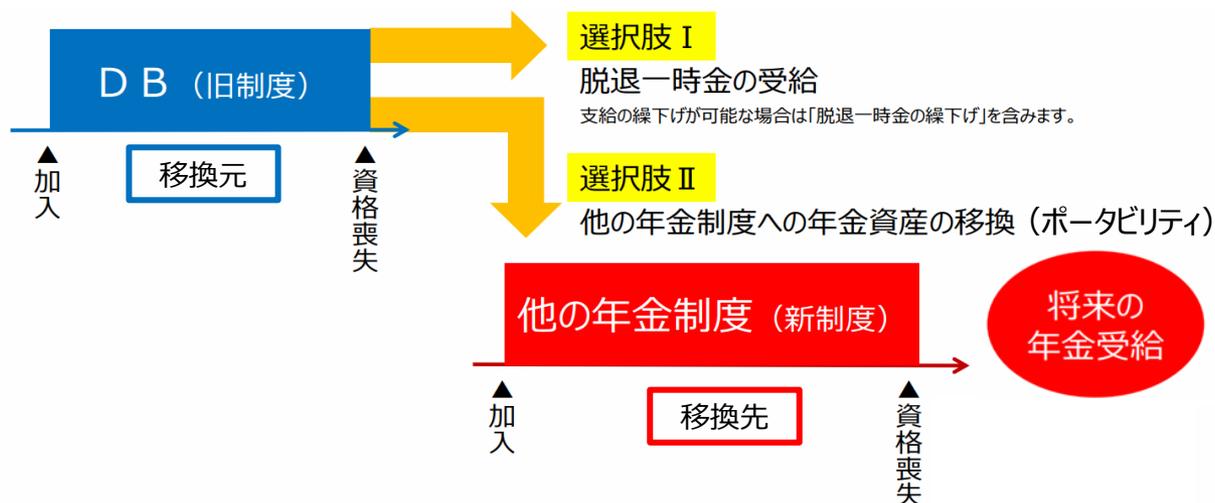
1.ポータビリティ制度とは

参照：中途脱退者の移換事務のしおり
(掲載場所：DBオンラインサービス トップ画面
「ツール」-「ツール一覧」)

ポータビリティとは「**年金制度間で年金資産を持ち運ぶこと**」を指し、年金資産を他の制度に移すことを「**移換**」、他の制度から年金資産を受け入れることを「**受換**」と呼びます。

離転職の際などに、これまで積み立てられた自分の年金資産を他の年金制度に移し替えることが法令で認められており、DB規約（「年金通算」の章）にも定められています。

DBでポータビリティを行う場合には、事業主の裁定に基づいて、離転職される方の脱退一時金相当額を、移換元の総幹事受託機関（住友生命）から、移換先の年金制度（詳細はP. 3 参照）の受託機関や運営管理機関あて直接送金します。



2.ポータビリティのメリット

ポータビリティには下記のようなメリットがあります。

- ・退職時点で年金の受給資格がない方にも、退職時の脱退一時金相当額を原資として、将来の年金受け取りに結び付けることができます。
- ・脱退一時金を受け取る際に掛かる税金に関し、退職所得控除額計算用の勤続期間がポータビリティ前後で通算されるため、退職所得控除をより多く受けることができる可能性があります。

3.対象者について

下記の条件をすべて満たす方について、ポータビリティが可能です。
この条件を満たす対象者を「**中途脱退者**」と呼びます。

- ・加入者の資格を喪失した者
- ・脱退一時金を受ける要件を満たした者

【対象者に関する留意点】

- ・資格喪失事由（中途退職か定年退職か等）によらず、上記の条件を満たせば「中途脱退者」としてポータビリティが可能です。
- ・ただし、老齢給付金（年金）を即時開始する条件を満たしている方は、ポータビリティ不可となります。
- ・上記は移換元の条件です。移換先の年金制度ごとの受け入れ条件もございますので、P.3をご確認ください。

4. 移換先となる他の制度

DBから移換が可能な年金制度は以下のとおりです。法令により、移換の条件が定められています。

他の制度	移換できる条件	
	条件	移換の申出期限
連合会	無条件	移換元制度の加入者資格喪失後1年以内
個人型DC (iDeCo)	個人型DCの加入者であること (これから加入者となる方を含む)	
企業型DC	移換先の企業型DCの加入者であること	
DB (基金型・規約型)	移換先のDBの加入者であり、移換先のDB規約にDBからの受換を規定していること	
厚生年金基金	移換先の厚生年金基金の加入員であり、移換先の厚生年金基金規約にDBからの受換を規定していること	①、②のいずれか早い日 ①移換元制度の加入者資格喪失後1年以内 ②移換先制度の加入員資格取得から3カ月以内

※連合会・・・企業年金連合会

※DC・・・確定拠出年金

5. 中途脱退者への説明義務

厚生労働省通知※では、DBを実施する事業主が中途脱退者に説明すべき事項が定められています。中途脱退者が発生した際には下記の事項についてご説明ください。

※企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について（平成30年1月11日年企発0111第1号）

説明すべき事項

- ① **移換申出期限**
- ② **脱退一時金相当額及びその算定基礎期間（開始日・終了日を含む）**
- ③ **移換に関する選択肢**
中途脱退者の脱退一時金取扱方法の選択肢をご確認ください。
- ④ **連合会（通算企業年金）や個人型DC（iDeCo）の制度概要（手数料・連絡先等含む）**
各「連合会HP」や「iDeCo公式サイト」をご参照ください。
- ⑤ **規約で定められている移換に関する取扱い**
規約に定められている移換に関する取扱いをご確認ください。
- ⑥ **脱退一時金を受給した場合は、退職所得扱いとなること**
退職に伴い加入者の資格を喪失した方が脱退一時金の受給を選択する場合、退職所得の取扱いとなり退職所得控除額が適用されます。
- ⑦ **本人拠出相当額がある場合、移換先での給付時に課税対象になること**
DBでは、本人拠出相当額（掛金の本人負担額）は、拠出時に課税・給付時に非課税の取扱いとなりますが、厚生年金基金またはDCへ移換した場合、当該移換先における給付時にも課税されます。

6. 中途脱退者向け説明資料

中途脱退者向けの説明資料として、『**ご退職者様向け説明資料「退職金受取方法について」**』をオンラインサービスに掲載しておりますので、ご活用ください。
オンラインサービスのトップ画面の「ツール」-「ツール一覧」からダウンロードが可能です。

ご退職をされる 様へ

退職者様向け説明資料

退職金 受取方法について

今般、ご退職されるに当たり、確定給付企業年金において、退職金として「脱退一時金」の受給資格を取得されます。複数の受取方法が用意されております。いずれの取扱いとするかを選択のうえ、所定の必要書類をご提出ください。

1. 脱退一時金相当額の移換とは（ポータビリティ制度とは）

年金の受給資格がない方にも、退職時の脱退一時金相当額を原資として、将来、年金受取の途を開くことを目的とした制度です。

将来、年金での受取り

2. 受取方法

受取方法（移換先）	必要書類	内容説明	申し出期限	
① 請求	脱退一時金を受給	退職後、すぐに退職一時金を受け取ります。	—	
	脱退一時金を繰下	確定給付企業年金にて年金受取まで繰下げます。 ※脱退一時金の繰下要件を満たす場合に限り受け取れます。		
② 企業年金連合会	給付金裁定請求書	※詳細は企業年金連合会のホームページをご確認ください。 https://www.pfa.or.jp/ ・所定の年齢から「年金」を生産に渡って受けることができます。 ・一度選択すると途中で一時金受取りへ変更することはできません。	加入者資格喪失日から1年以内 ただし再就職先が厚生年金基金のときは、加入後3カ月以内に限る	
	確定給付企業年金	※詳細は、再就職先へご確認ください。 ・企業が掛金を拠出し、年金規約に基づき受取額が裁定される年金です。		
④ 厚生年金基金	給付金裁定請求書 移換申出書	※詳細は、再就職先へご確認ください。		
	企業型 確定拠出年金	※詳細は、再就職先へご確認ください。 ・企業が掛金を拠出し、従業員（加入者）が運用先を指定し、運用結果によって将来の受取額が変動する年金です。 ・原則、所定の年齢から「年金」または「一時金」で受取ります。		
⑥ 個人型 確定拠出年金	給付金裁定請求書 移換申出書	※詳細は、iDeCo公式ホームページをご覧ください。 https://www.ideco-koushiki.jp/ ・個人が掛金を支払い、所定の年齢から「年金」または「一時金」で受取ります。 ・加入を希望されるときは、運営管理機関等から「移換申出書」を取寄せてください。		
	保留	受取方法の選択を保留		給付金裁定請求書

次回は、ポータビリティ制度について②（具体的な手続きの流れ）を発売予定です。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

年金サービス室

0120-307081

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
（土日、祝日、12/31～1/3を除く）

事務担当者さま向け情報提供サイト
「DB年金事務サポートナビ」
（↑リンクあり）を当社公式ホームページに公開中！